

## 米軍普天間飛行場所属MV-22 オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書

去る11月23日午後6時45分頃、飛行中の普天間飛行場所属MV-22 オスプレイの機体からステンレス製の水筒が落下した。この路上に落下した水筒は底が抜け全体がへこんだ状態で民家の玄関先で見つかった。これまでのところ、人的・物的被害の情報はないものの、住民居住地上空での飛行中の事故は人命に関わる大惨事につながりかねない。

このような部品等の落下事故に限定しても、今年7月13日のCH-53Eヘリコプターの渡名喜島沖合での鉄製コンテナの落下、8月12日にはMV-22 オスプレイの中部訓練場と普天間飛行場間飛行中の機体のパネル落下など、事故が頻発している。このような状況は、米軍の落下事故を防ぐ飛行運用管理、安全管理、危機管理能力が欠けていると言わざるを得ず、これを解決するには、米軍航空機等の住民居住地上空の飛行を禁止するしかないと断言する。

また、本市では、平成20年10月24日に嘉手納基地所属のC-172セスナ機が真喜屋区内のサトウキビ畑への墜落、平成28年12月13日には普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイが安部区の海岸へ墜落する事件が発生している。現在でも久辺地域の住民居住地上空では連日にわたり米軍航空機による低空飛行訓練が行われている。

今回の事故により、市民・県民の生命・財産が今もなお脅かされている現状が浮き彫りとなった。これまでも米軍による事故については、その都度実効性のある再発防止策を講じるよう要請しているにもかかわらず、事故発生から迅速な連絡もなく、事故後も通常どおりの運用を続けていることは市民・県民の人命軽視の表れであり、今回の事故が発生したことに強い憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命・財産及び安全・安心な生活を守る立場から、MV-22 オスプレイによる水筒落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実施されるよう強く要請する。

### 記

- 1 事故発生時の市民・県民への迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 2 日米両政府の責任の下、事故の原因究明及び実効性のある再発防止策を講じること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定し、航空法等の国内法令の適用を強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、  
沖縄防衛局長